

明治大学 2026 年度教育職員免許状一括申請手続要領

1. 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県教育委員会に申請することにより授与され、いずれの教育委員会から授与される教育職員免許状も全国共通で使用できます。

申請方法には、個人申請と一括申請の 2 通りがありますが、一括申請とは大学が窓口になり、当該年度の教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法のことです。

一括申請による教員免許状の申請を行うかどうかは任意ですが、一括申請を行えば卒業（修了）時に教員免許状を手にすることができます。

2. 教育職員免許状一括申請対象者

下記（１）～（３）にすべて該当する方のみが一括申請の対象となります。

（１）2026 年度卒業または修了見込みの者 **※ただし、年度途中で卒業（9 月卒業）する者は除きます。**

（２）2026 年度中に教員免許状申請に必要な所定の科目の単位を修得可能な者

※ただし、次の場合は一括申請の対象外となります。

- ① 2026 年 4 月現在において既に免許状取得要件（基礎資格（学士の学位等）及び最低修得単位数）を満たしている場合
- ② 科目等履修生で、2026 年度、介護等体験の実施や免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のみを履修する場合（旧免許状所持者を除く）
- ③ 先取り履修した単位（評価が「認定」の場合）を、免許の取得要件として使用する場合
- ④ 東京都教育委員会に申請する者で所在地が東京都以外の大学において修得した単位を申請単位として使用する場合（ただし、66 条の 6 の科目のみ申請単位として使用する場合は、一括申請の対象となります）
- ⑤ 旧々法課程で修得した単位を新法に読み替えて申請に使用する場合

（３）教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号に抵触しない者（下記参照）

第 3 号 拘禁刑以上の刑に処せられた者

（執行猶予付の判決を受けた者で執行猶予中の者、刑の執行を終えて 10 年未満の者を含む。）

第 4 号 第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者（公立学校の教員で、懲戒免職処分又は分限免職処分を受けた者）

※分限免職：一般職の公務員で勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

第 5 号 第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者

（国立学校、私立学校の教員が公立学校の教員における懲戒免職処分及び分限免職処分に相当する事由により解雇された者、教育職員以外の者で法令の規定に故意に違反し、又は教育職員としてふさわしくない非行があって、その情状が重いと認められた者で教育職員免許状の取上げ処分を受けた者）

第 6 号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 一括申請の手続きについて

必要な単位を全て修得し、以下の手続きを行った方に対し、卒業（修了）時に免許状が交付されます。

- 一括申請登録アンケートに回答した方
- 「教育職員免許状授与申請確認」を行い、申請手数料を納入した方（10～11月に実施）
- 申請に必要な書類をすべて提出した方

4. 一括申請登録アンケート回答上の注意事項（科目等履修生は一括申請申込書に記入）

- 対象者には Oh-o! Meiji を通じてアンケートを送付します。免許状申請を一括申請で行うかどうかは任意ですので回答しないと意思の確認ができません。一括申請したい方は全員必ず回答してください。
- 申請教科については、各自が取得予定の免許状を学校種・教科別にすべて選択してください。一括申請の手続き上、今後の追加は一切できません。なお、現時点で単位が不足し、今年度取得できないことが明らかな教科については選択しないでください。
- すでに教員免許状を所有している場合は、所有している免許状の欄に必ず回答してください。（小学校免許状、2種免許状所有者も含む）
- 科目等履修生（一般・院生）で一括申請を希望する者は、「2026年度教育職員免許状一括申請申込書」を必ず提出してください。（この提出の有無により一括申請の意思確認をします）

5. 今後の予定

- ・ 6月 本籍地確認用書類等必要書類提出
- ・ 10～11月頃 一括申請登録内容確認・一括申請手数料納入
- ・ 3月初旬 免許状交付可否の通知（Oh-o! Meiji にて）
- ・ 3月26日 免許状交付

6. その他

- ・ 本学では、駿河台・和泉・中野キャンパス在籍者は東京都教育委員会に、生田キャンパス在籍者は神奈川県教育委員会に免許状を申請します。
- ・ 手続きを完了しても一括申請の申請条件及び申請日程から外れる場合（特別試験受験、学費未納※等）については、申請を取り下げることがあります。
※大学の学費納付期限にかかわらず、秋学期試験開始日前日までに学費未納の場合は、教育委員会への手続きをすすめる事ができませんので申請を取り下げます。
- ・ 免許状の氏名は JIS コード第1・第2水準の漢字で表示されます。必ずしも戸籍上の漢字と同一ではありません。
- ・ 一括申請登録アンケートで回答した電話番号やメールアドレスに資格課程事務室（shikaku@mics.meiji.ac.jp 03-3296-4184）から連絡する事があります。携帯電話等に登録して必ず連絡が取れるようにしておいてください。